

# 学校いじめ防止基本方針



人間性を育み、仲間を支え、個性を磨く

平成30年4月  
長崎県立波佐見高等学校

## 1 教育方針で育成したい生徒像

- ・21 世紀の日本や国際社会の発展と平和に貢献し、いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間。
- ・自己の優れた一面に対する自信とさらに伸ばそうとする意欲を持ち、社会に主体的に関わっていく人間。

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内委員及び外部委員により構成する組織を置く。

### (2) 組織

- ①校内委員…校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・生徒指導部副主任・保健相談部主任・保健相談部副主任・生徒会指導部主任・図書研修部主任・各学年主任・保健主事・養護教諭・関係学級担任・関係学級副担任
- ②校外委員…スクールカウンセラー・PTA会長・母の会会長

### (3) 取組

- ①いじめの実態把握とその発生原因及びその指導方法については、関係機関を交えて研究・協議を深める。
- ②いじめの発生に当たっては、広く情報を収集するとともに具体的指導に当たる。
- ③いじめに関して生徒・保護者へ啓蒙活動を行う。

### (4) 今年度の具体的活動

- ①中学校との情報連携の推進
- ②前年度からの引継事項の点検
- ③校内巡回指導の実施
- ④学級担任による個別面談・三者面談の実施
- ⑤いじめ相談窓口の常設
- ⑥校内及び家庭への啓発活動の実施
- ⑦校内研修の実施

## 3 PTA及び関係機関等との連携

いじめ問題を認知したら、関係の生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と連携して解決を図る。その際は、プライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応する。

#### 4 「いじめ」とは

##### (1) いじめの定義（いじめ防止推進法第2条より）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と関係する人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。（いじめられたとする生徒の気持ちを重視する）

現状のいじめの実態はきわめて巧妙で、複雑で、見えにくいものとなっているので、この定義がそのまま該当しない場合であっても、親身になって丁寧に対応・指導する。

##### (2) いじめに関する基本的認識

- ①いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であり、人権侵害である。
- ②いじめは、どの生徒にも、どの学級においても起こり得る問題である。
- ③いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない行為である。
  - ・見て見ぬふりをすることは、いじめの助長につながり、いじめを行う生徒に負担することにもなる。
- ④いじめの様態は様々である。
  - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・仲間はずし、集団による無視をされる。
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・金品をたかられる。
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・携帯電話、スマホやパソコンのネット上で、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれる。
- ⑤いじめは、生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
  - ・いじめを受けている事実を知らせることにより自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、更なるいじめを受けることへの不安等により、事実を口にしないことやアンケート調査の回答に事実を反映させないことも少なくない。また、事実を隠して平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもある。さらに、自分自身に原因があると自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、具体的な行動（自傷行為や命に関わる重大事故）につながったりすることもある。
- ⑥いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑦いじめは、解消後も注視や観察が必要である。
- ⑧いじめは、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨いじめは、家庭環境や家庭教育の在り方も関わりを持つ問題である。
- ⑩いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

## 5 いじめの防止について

### (1) いじめを許さない学校づくり

- ①学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、生徒が心から価値意識を感じるよう適切に指導する。
- ②奉仕活動等を通して、人間関係や生活経験を豊かなものにする教育活動を推進する。
- ③ホームルーム活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめ問題の解決へ向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。
- ④学校生活の中では、生徒同士のトラブルは避けられないが、そのようなトラブルがいじめと発展していくことのないよう、未然防止に努める。発生してからの対応（事後対応）の考え方から「問題が発生しにくい学校風土づくり」へ考え方をシフトする。「被害者を守る」という意味だけでなく、「加害者にさせない」という視点で未然防止策を講じる。

### (2) いじめを許さない学級づくり

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの生徒に徹底させる。
- ②いじめははやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒にしっかり定着させる。
- ③生徒に対する教師の受容的・共感的態度により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う学級づくりを目指す。
- ④いじめの大半は言葉によるものである。人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を行い、人の気持ちを考えて行動できる集団を目指す。

### (3) 授業規律の確立

「わかる授業」を通して、生徒の授業への参画意欲を高める。

### (4) ホームルーム活動

いじめをテーマに取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについての話し合いの機会を設ける。人間関係のトラブルの実態や、相手の気持ちを気遣うスキル、自分の気持ちを伝えるスキル等を学ぶ機会を設ける。

### (5) 情報モラル教室

携帯電話、スマホの意図的あるいは無自覚な誹謗中傷の書き込みがいじめに発展するケースがある。外部から専門の講師を招聘して、情報モラルの啓発を行う。

#### ○インターネットの特殊性

- ・発信した情報は多くの人にすぐに広まる。
- ・匿名でも書き込みをした人は特定できる。
- ・違法情報や有害情報が含まれている。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
- ・一度流出した情報は簡単には回収できない等。

#### ○生徒の心理

- ・匿名で書き込みができるなら
  - ・自分だと分からなければ
  - ・誰にも気づかれず見られていないから。
  - ・あの子がやっているなら。
  - ・動画共有サイトで目立ちたい等。
- 以上の特殊性や心理を踏まえて指導を行う。

## （６）学校行事

生徒が取り組む中で、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られる企画を工夫する。

## （７）生徒会活動

生徒が主体となって、いじめ問題の予防と解決に取り組む生徒会活動を工夫する。

## （８）学校として特に配慮が必要な生徒

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つ生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・被災したり避難をしたりしている生徒（東日本大震災、原子力発電所事故、風水害等の自然災害など）

学校として特に配慮が必要な生徒についての理解を深め、スクールカウンセラーなどの専門家の意見も踏まえて適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## （９）長崎っ子の心を見つめる教育週間

６月中旬の週に、授業公開、個人面談、人権標語作成、放送による語りかけ、アンケート調査や挨拶運動をＰＴＡにも協力をお願いして実施する。

## （１０）挨拶運動

生徒・職員・保護者、（生徒会・部活動・ＰＴＡ）が協力して、朝の挨拶運動を年間を通じて正門で行う。

## （１１）校務の効率化

職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の職員に負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整備して、校務の効率化を図る。

## （１２）学校評価

学校評価の評価項目の中に、いじめ問題の対応に関する項目を設定して、取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

## 6 いじめの早期発見について

いじめの早期発見のためには、生徒の些細な変化に気付く力を高め、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要である。

### (1) いじめ発見の手だて

#### ①生徒との日常の交流を通しての発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会を捉え、気になる様子に目を配る。言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合は、声をかけて様子を伺う。

#### ②複数の目による発見

多くの教職員が様々な教育活動を通して生徒と関わることにより、発見の機会を多くする。

#### ③校内巡視による発見

休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行う。

#### ④アンケート調査の実施と分析

保健相談部が主体となって、定期的に、「安心して学校生活を送るための調査」や、必要に応じたアンケートを実施する。記述内容により、関係生徒や保護者との面談を行う。

#### ⑤教育相談を通じた実態把握

生徒・保護者が希望するときは、面談できる体制を整えておく。

#### ⑥学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展するケースもある。担任の思いこみを避けるためにも、教職員間の情報交換や各種調査による点検を行う。

#### ⑦保護者や地域等からの情報提供

いじめ問題に対する学校の考え方を保護者を始め、外部に周知し、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。保護者が生徒の変化を読み取れるよう「チェックポイント」を配布し、学校への連絡方法も周知する。

#### ⑧学校以外の相談窓口（24時間子供 SOS ダイアル、メール相談窓口等）について、周知や広報を継続して行う。

### (2) 早期発見のための留意点

#### ①日頃から生徒との信頼関係を築く。

#### ②生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。

#### ③生徒や保護者の悩みを積極的かつ真摯に受け止める。

#### ④教育相談体制を整備し、充実させる。

#### ⑤生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろん、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、速やかに教職員相互において情報交換して、適切かつ迅速に対応する。

#### ⑥いじめを把握した際は、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、関係機関と連携・協力を図る。

## 7 いじめに対する措置について

### (1) 手順

#### ①いじめ情報（気になる情報）の把握と事実確認

- ・情報を把握した教職員が学級担任・学年主任・生徒指導主事に知らせる
- ・学年主任が教頭に知らせる
- ・事実の有無や内容の真偽について当該生徒と関係生徒に確認する  
（事案の内容により、生徒指導部・学級担任・学年団が確認する）

#### →②対応チームの編成

- ・学級内でのいじめ…学年主任・学級正副担任・保健相談部・生徒指導部・  
教頭・（養護教諭・スクールカウンセラー）
- ・部活動でのいじめ…学年主任・学級正副担任・部活動顧問・保健相談部・生徒  
指導部・生徒会指導部・教頭・（養護教諭・スクールカ  
ウンセラー）

#### →③対応方針と役割分担の決定

- ・情報の整理…いじめの様態、関係者、いじめを受けたとする生徒、いじめを行った  
とする生徒、周囲の生徒の様子
- ・対応方針…緊急度の確認、自殺・不登校・脅迫・暴行等の危険度の確認  
事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- ・役割分担…いじめを受けたとする生徒からの事情聴取と支援担当、いじめを行った  
とする生徒からの事情聴取と指導担当、周囲の生徒と全体への指導担当、  
保護者への対応担当、関係機関への対応担当

#### →④事実の究明と支援及び指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるよ  
うにする。また、徹底的な事実究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心掛  
ける。
- ・事情聴取の際の留意事項
  - いじめを受けたとする生徒や、周囲の生徒からの事情聴取は、人目に付かない場  
所と時間帯を選ぶ。
  - 安心して話せるよう、生徒が話しやすい人や場所に配慮する。
  - 関係生徒が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
  - 関係者生徒からの情報に食い違いがないか、複数の教職員で確認しながら聴取を  
進める。
  - 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を  
払う。
  - 聴取を終えた後は、教職員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や生徒  
の様子により当該生徒を自宅まで送り届けるなど配慮する。

#### →⑤いじめ関係者への指導

## ア いじめを受けている生徒への対応

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本的な姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いかなる理由があっても、徹底していじめを受けた生徒の味方となり、守り通すことを約束する。</li> <li>・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事実の確認  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任を中心に、生徒が話しやすい職員が対応する。</li> <li>・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聴いていく。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 支 援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間や場所を確保し、じっくりと聴く姿勢を整え、安心感を与える。</li> <li>・学校は、いじめを許さないことや今後の指導の仕方について伝える。</li> <li>・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。</li> <li>・いじめを行った生徒との今後の付き合い方などを具体的に指導する。</li> <li>・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や相談機関等の連絡先を教えておく。</li> <li>・「君にも原因がある」「頑張れ」などという指導や安易な励ましはしない。</li> <li>・いじめ問題が原因で、生徒やその保護者が転学を希望する場合は、上記の支援を具体的にに行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組について理解を促す。</li> </ul> |
| 経過観察等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡帳等の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。</li> <li>・自己肯定感を回復できるよう、授業や学級活動等での活躍の場や友人との人間関係づくりを支援する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

## イ いじめを行った生徒への指導

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本的な姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。</li> <li>・自分はすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。</li> <li>・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事実の確認  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応する職員は中立の立場で事実確認を行う。</li> <li>・話しやすい話題から入り、うそやごまかしのない事実確認を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 指 導    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの非人間性やいじめが他人の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。</li> <li>・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。</li> <li>・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の在り方について考えさせる。</li> <li>・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。</li> <li>・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、必要に応じて、いじめを行った生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求めるなど、厳しい対応策をとることも考える。</li> </ul> <p>※ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求める。必要に応じて法務局の協力を求める。</p> |
| 経過観察等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡帳等の交換や、面談などを通して交流を続けながら、変化や成長を確認していく。</li> <li>・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |



#### ウ 傍観したり周囲にいたりした生徒への指導

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本的な姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。</li> <li>・ いじめ問題に、職員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。</li> </ul>                                                                                                                                                                 |
| 事実の確認  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの事実を告げることは「告げ口」の類ではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。</li> </ul>                                                                                                                                                                          |
| 指導     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。</li> <li>・ いじめを受けた生徒は、傍観したり周囲ではやし立てたりしていた生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。</li> <li>・ これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。</li> <li>・ いじめ発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。</li> <li>・ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。</li> </ul> |
| 経過観察等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級活動や学校行事を通して、集団のエネルギーをプラスの方向へ向けていく。</li> <li>・ いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。</li> </ul>                                                                                                                                                |

#### エ いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ① 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を伝える。
- ② いじめを受けた生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応方針を具体的に示す。
- ③ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ④ いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ⑤ 対応を安易に集結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

#### オ いじめを行った生徒の保護者との連携

- ① 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- ② いじめを受けた生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを理解してもらう。
- ③ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ④ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ⑤ 事実を認めなかったり、うちの子は首謀者ではないなどしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、職員の生徒を思う信念を示し、理解を求める。
- ⑥ 引き継ぎ  
継続的な指導・支援を要する生徒については、進級・転学等の際、引き継ぎシートなどを利用して、確実に情報の引き継ぎを行う

## 8 重大事態への対応について

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、及び、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは、同種の事態の発生を防止するため、速やかに、事実関係を明確にするための調査を行う。

「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

- (2) 上記の調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を提供する。
- (3) 重大事態が発生した旨を、県教育委員会へ報告する。  
※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。
- (4) 長崎県いじめ防止基本方針に定める「重大事態への対応」に従い、適切に対応する。

平成 26 年 4 月 制定

平成 30 年 4 月 改訂